

永住許可申請

■ 永住許可の基本的条件 ■

「永住許可」とは、外国籍のまま日本に永住しようとするときに必要な許可です。

就労や在留期間に制限がなく、自由に仕事を選ぶことができ、住宅ローンなども利用できますので生活面での信用も得やすくなります。

永住許可申請をするためには、下記の要件を満たす必要があります。

【基本要件】

- ① 素行が善良である
- ② 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有する
- ③ 原則10年以上日本に継続して在留している※
- ④ 現在の在留資格の最も長い在留期間を有している
- ⑤ 法務大臣が、その者の永住が日本の利益に合致すると認めること

【緩和要件】

【在留期間の緩和】

1. 留学生として入国後、就労資格に変更し5年以上在留している
2. 配偶者については、婚姻後3年以上在留している
ただし、海外での同居歴がある場合は婚姻後3年が経過しかつ日本で1年以上在留していれば良い
3. 実子又は特別養子については、引き続き1年以上在留している
4. 定住者については、定住許可後引き続き5年以上在留している

●これらの要件に加え、申請人のこれまでの日本での在留状況を総合的に判断し、許否の決定が行われます！

■ 永住許可申請に必要な書類の例

【日本人の配偶者の場合の一般的な例】

外国人本人の書類

- ・ 永住許可申請書（入管 HP よりダウンロード）
- ・ 顔写真（申請書貼付）
- ・ パスポート
- ・ 在留カード

日本人配偶者の書類

- ・ 戸籍謄本
- ・ 住民票（世帯全員の記載があるもの）
- ・ 在職証明書（自営業の場合は確定申告書等）
- ・ 住民税の課税証明書と納税証明書
- ・ 身元保証書（入管 HP よりダウンロード）

※上記の書類の他に申請後、入国管理局より別途資料の提出を求められる場合があります。

☆日本で発行される証明書は、すべて発効日から3ヶ月以内のものを提出します。

●日本人の配偶者以外の在留資格（就労資格等）から申請する場合は必要書類が異なりますので、事前に入国管理局へ必ず確認が必要です。

申請から決定までは、約6ヶ月～時間がかかります。

■ ～まめ知識～ ■

● 永住許可に関するガイドライン

1 法律上の要件

(1) 素行が善良であること。

法律を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいること。

(2) 独立生計を営むに足る資産又は技能を有すること。

日常生活において公共の負担にならず、その有する資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれること。

(3) その者の永住が日本国の利益に合すると認められること。

ア 原則として引き続き10年以上本邦に在留していること。ただしこの期間のうち、就労資格又は居住資格をもって引き続き5年以上在留していることを要する。

イ 罰金刑や懲役刑などを受けていないこと。納税義務等公的義務を履行していること。

ウ 現に有している在留資格について、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2に規定されている最長の在留期間をもって在留していること。

エ 公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと。

※ ただし、日本人・永住者又は特別永住者の配偶者又は子である場合には、（１）及び（２）に適合することを要しない。また、難民の認定を受けている者の場合には（２）に適合することを要しない。

2 原則10年在留に関する特例

- （１）日本人・永住者及び特別永住者の配偶者の場合は、実態を伴った婚姻生活が3年以上継続し、かつ、引き続き1年以上本邦に在留していること。その実子等の場合は1年以上本邦に継続して在留していること
- （２）「定住者」の在留資格で5年以上継続して本邦に在留していること
- （３）難民の認定を受けた者の場合、認定後5年以上継続して本邦に在留していること
- （４）外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者で、5年以上本邦に在留していること。

当事務所では、入国管理局申請取次行政書士として、本人に代わって申請書の作成・提出・受取まで永住許可申請の取次ぎをいたします。

Office.KIM 金行政書士事務所 (052)-212-8348